

令和2年度

福岡県町村議会議長会職員採用試験案内

【職種、採用予定人数等】

| 職種 | 採用予定人数 | 職務の概要 |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 1人 | 令和3年4月1日より、福岡県町村議会議長会、福岡県離島振興市町村議会議長会、福岡県町村監査委員協議会において一般事務に従事 |

【試験の日程等】

| | 試験日時等 | 試験内容 | 試験会場 |
|------|---|-------------------------------|---|
| 1次試験 | 【申込書受付期間】 令和2年10月1日(木)～ 令和2年11月17日(火) | 書類選考 ※適宜、総合能力 試験を実施します。 | ※総合能力試験を実施する際は、提出された申込書に記載のメールアドレス宛に、詳細についての文書を送信しますので、そちらをご確認ください。 |
| 2次試験 | 令和2年12月19日(土) | 面接試験 | 福岡県自治会館 (福岡市博多区千代4丁目1番27号) |
| 3次試験 | 令和3年1月中旬頃 (2次試験合格者に別途案内します) | 面接試験 | 福岡県自治会館 (福岡市博多区千代4丁目1番27号) |

【受験手続き】 ※手続き内容に不備がある場合は、受験申込を受け付けられませんのでご注意ください。

| | |
|-------------|--|
| 申込書 入手方法 | ① (https://f-chousongichoukai.seesaa.net ※本会ブログ)にアクセスし、ダウンロード ② 福岡県町村議会議長会事務局(福岡県自治会館2階)で配布 ③ 郵便で請求 ※③の場合、封筒の裏に「職員採用試験案内請求」と朱書きし、返信先宛名を明記し140円切手を貼付した返信用封筒(角2号:縦33×横24cm)を必ず同封の上、本会事務局へ請求して下さい。 |
| 提出先 | 【申込書提出先】 〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館2階 福岡県町村議会議長会事務局 宛て ○申込書に必要事項を記入し、写真(三か月以内に撮影したもの。正面、無帽、無背景。縦40mm×横30mm)を貼り、福岡県町村議会議長会事務局宛てに郵送または持参。 ○職務経歴がある場合は、必ず職務経歴書を添付して下さい。※任意の様式で結構です。 ○郵送で提出する場合、封筒表面に朱書で「受験申込」と記入し、簡易書留郵便で送付して下さい。 |
| 受付期間 | 令和2年10月1日(木)～令和2年11月17日(火)まで ○事務局へ持参の場合は、平日 8時30分～17時まで(土・日・祝日除く) ○郵送の場合は、令和2年11月17日(火)消印有効 ○申込書の記載内容が完備しているもの限り受け付けます。不備がある場合は再提出となりますので、早めに提出して下さい。 ○受付完了後、本会より、申込書に記載のメールアドレス宛に受付完了の通知メールを送信します。 申込書提出後、10日以上経過してもメールが届かない場合は、本会事務局までご連絡下さい。 |

| | |
|-------------|--|
| 留意事項 | <p>○申込書の記入はすべて本人の自筆により、黒ボールペン(消えないペン)を使い、記入してください。</p> <p>○受験申込のために提出いただいた書類は、お返しできませんのでご了承ください。</p> <p>○記載された個人情報については、本会で適正に管理するとともに採用試験に関する事務以外では使用しません。</p> |
| 提出後の手続きについて | <p>【1次試験について】 提出いただいた申込書にて、書類選考を行います。総合能力試験の受験対象者には、申込書に記載のメールアドレス宛に、受験についての詳細を送信します。</p> <p>【2次試験について】 1次試験合格者に対し、「2次試験の案内」、「受験番号」及び「写真票」を電子メールで送信します。2次試験を受験の際は、「受験番号」を記入した「写真票」に、写真(三か月以内に撮影したもの。正面、無帽、無背景。縦40mm×横30mm)を貼付のうえ、必ず持参してください。写真票は2次試験の際に受付で回収します。写真票を忘れた場合には、受験出来ない事があります。</p> <p>【3次試験について】 2次試験合格者に対し、3次試験の受験日時を電子メールで通知します。</p> |
| 問合せ先 | <p>福岡県町村議会議長会事務局 平日 8時30分～17時まで(土・日・祝日除く)</p> <p>TEL:092-651-2958 FAX:092-641-4409 メール:adg13470@syd.odn.ne.jp</p> |

【試験結果の発表】

本会ブログにて、合格者の受験番号を発表します。電話やメールでの可否の問い合わせについては、応じませんのでご注意ください。(<https://f-chousongichoukai.seesaa.net> ※福岡県町村議会議長会ブログ)

【内定の通知について】

3次試験合格者のうち内定者に対しては、申込書に記載の住所宛てに内定通知書を郵送いたします。

【福岡県自治会館までのアクセス】

地下鉄千代県庁口から徒歩1分、JR 吉塚駅から徒歩15分程度です。会館の駐車場はご利用出来ませんので、公共交通機関でお越しいただく又は近くのコインパーキングをご利用ください。

詳細は (<https://www.kaigishitu.com/detail/13519/> 会議室.COM ホームページ) をご覧ください。

【給料・手当・勤務条件等】

| | |
|------|--|
| 給料 | <p>【福岡県町村議会議長会職員の給与に関する規程に基づき支給します】</p> <p>初任給 大学卒:182,200円 短大卒:165,900円 高校卒:154,900円</p> <p>※初任給は、卒業後の職務経歴等により加算される場合があります。</p> <p>※これらの額は令和2年4月1日現在のものであり、給与改定等により変更されることがあります。</p> |
| 手当 | 通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、地域手当、期末・勤勉手当、退職手当等 |
| 勤務時間 | 8時30分から17時00分 |
| 休日 | 土・日曜日、祝日、年末年始 |
| 休暇 | 年次有給休暇(年間20日)、病気休暇、夏季特別休暇等 |
| 加入保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険等 |
| 勤務地 | 福岡県福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館2階 |

【事業の特徴】

福岡県町村議会議長会、福岡県離島振興市町村議会議長会、福岡県町村監査委員協議会の事業は共通して公共性が高く、町村議長等に対する研修会・視察の実施、町村や離島が抱える諸課題についての国・県に対する要望活動等、活動を通じて地域に対して貢献することができ、やりがいを感じられる仕事です。

また、事業を通じて県内外の自治体関係職員や他県議長会の方々と関わる機会が多くあり、交流を深めることにより、本県のみならず全国各地の町村等の様々な特色や、新たな魅力を知ることにも出来ます。

加えて、地方自治法等様々な法律に触れる業務が多いため、特に地方議会とその運営については、専門的な知識を身に付けることができます。

【福岡県町村議会議長会について】

| | |
|--------|--|
| 組織の概要 | 福岡県内全31町村の町村議会議長で組織された団体です。町村議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与するため、昭和24年に設立されました。町村議会議員等に対する研修や表彰事業、町村が抱える諸課題についての国・県に対する要望活動等を行っています。なお、本会は、町村議会議長の全国的連合組織(地方自治法第263条の3)の「全国町村議会議長会」の都道府県組織となります。 |
| 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none">○福岡県内の町村議員及び事務局職員に対する研修会の開催○福岡県内外の先進的な取り組みを行っている議会への視察の実施○町村が抱える諸課題についての国・県に対する要望活動○町村議員の表彰事業に関する事務○町村議員のケガ、病気の保険に関する手続き事務○町村議会運営に関する相談に対する助言○町村議会制度及び運営の改善に関する調査研究○議員章・手帳等議員関係用品の斡旋○国及び地方の自治関係団体等との連絡調整○本会の会議に関する事務(総会・役員会・部会・監事会等)○各種資料の収集、作成及び配布○総務・経理に関する事務(会計事務・予算・決算) |

【福岡県離島振興市町村議会議長会について】

| | |
|--------|---|
| 組織の概要 | 福岡県内で離島を有する5市町(北九州市、福岡市、宗像市、糸島市、新宮町)の議会議長で組織された団体です。離島振興のための諸問題を解決するための施策を推進し、関係地域の振興発展を図ることを目的に昭和58年に設立されました。県内離島が抱える諸課題についての国・県に対する要望活動等を行っています。 |
| 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none">○福岡県外の離島を有している議会への視察の実施○福岡県内の離島が抱える諸課題についての国・県に対する要望活動○国及び地方の自治関係団体等との連絡調整○本会の会議に関する事務(総会・監事会等)○各種資料の収集、作成及び配布○総務・経理に関する事務(会計事務・予算・決算) |

【福岡県町村監査委員協議会について】

| | |
|--------|--|
| 組織の概要 | 福岡県内32町村等の町村監査委員で組織された団体で、公正な町村自治の確立のため、監査委員制度の適切な運営や監査制度の改善等に努めることを目的に、平成9年に設立されました。なお、本会は、町村監査委員の全国的連合組織(地方自治法第263条の3)の「全国町村監査委員協議会」の都道府県組織となります。 |
| 主な事業内容 | ○福岡県内の町村監査委員に対する研修会の運営 ○監査機能の充実、監査体制の強化についての国・県に対する要望活動 ○町村監査委員の表彰事業に関する事務 ○町村監査事務の適正かつ円滑な執行に資するための調査研究 ○国及び地方の自治関係団体等との連絡調整 ○本会の会議に関する事務(総会・役員会・監事会等) ○各種資料の収集、作成及び配布 ○総務・経理に関する事務(会計事務・予算・決算) |

【求める人物像について】

○人と接することが好きな人

町村議長、自治体職員等様々な方々と関わる機会が多くあるため、積極的に人と交流を持つことが出来る能力が求められます。

○勉強・研究熱心な人

町村議会運営に関する相談に対する助言を行うため、議会運営や地方自治法等の法律についての知識を身に付けていく必要があります。

○冷静さと柔軟性をもって業務を遂行できる人

会議や研修会、視察先では不測の事態が生じることもあります。そのような場面で臨機応変に冷静かつ柔軟に対応する能力が求められます。

○責任感と協調性を持ちながら、自ら判断ができる人

少人数(3人)の組織のため、一人当たりの仕事の責任は重くなりますが、その分、自分の意見は通りやすい職場環境にあります。そのため、協調性が求められると同時に自ら考え判断する能力が求められます。

【問い合わせ先】

福岡県町村議会議長会

福岡県離島振興市町村議会議長会

福岡県町村監査委員協議会

〒812-0044

福岡市博多区千代 4-1-27 福岡県自治会館 2階

TEL : 092-651-2958 FAX : 092-641-4409

E-mail : adg13470@syd.odn.ne.jp